

平成30年第2回岩泉町議会
臨時会会議録目次

第1号 (7月24日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
・議案第1号 農地等災害復旧事業中里（H28年災47-105外）工事の 請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
・議案第2号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負契約 の締結に関し議決を求めることについて	
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
・議案第3号 上町団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決を 求めることについて	
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
・議案第4号 安家日向地区災害公営住宅・被災者移転用地整地工事の請負契 約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
・議案第5号 三本松東地区災害公営住宅用地整地工事の請負契約の締結に関	

し議決を求めることについて

議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 9

- ・議案第 6 号 大川簡易水道施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求め
ることについて

議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 2 0

- ・議案第 7 号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて

閉 会 の 宣 告…………… 2 2

署 名…………… 2 3

平成30年第2回岩泉町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成30年 7月19日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	平成30年 7月24日 午後 2時00分				
	閉 会	平成30年 7月24日 午後 2時45分				
出席及び欠席議員 出席14人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひとみ	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟次郎	○	14	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	○			

会議録署名議員	1 3 番	野 館 泰 喜	1 番	畠 山 昌 典
	2 番	畠 山 和 英		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	菊 地 辰 美	議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	盛 田 正 次	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	中 川 英 之
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三田地 健	消防防災課長	福 士 勝
	教 育 次 長	馬 場 修		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

平成30年第2回岩泉町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成30年 7月24日(火曜日)午後 2時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 農地等災害復旧事業中里(H28年災47-105外)工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 4 議案第2号 小本漁港地域水産物供給基盤整備(北防波堤)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 5 議案第3号 上町団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 6 議案第4号 安家日向地区災害公営住宅・被災者移転用地整地工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 7 議案第5号 三本松東地区災害公営住宅用地整地工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 8 議案第6号 大川簡易水道施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 9 議案第7号 財産(動産)の取得に関し議決を求めることについて

閉会の宣告

◎開会の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから平成30年第2回岩泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午後 2時00分）

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、13番、野館泰喜君、1番、畠山昌典君、2番、畠山和英君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（加藤久民君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、7月24日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本臨時会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日1日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第3、議案第1号 農地等災害復旧事業中里（H28年災47-105外）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第1号 農地等災害復旧事業中里（H28年災47-105外）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

農地等災害復旧事業中里（H28年災47-105外）工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、農地等災害復旧事業中里（H28年災47-105外）工事。

2、工事場所、岩泉町中里字下中里地内ほか。

3、契約金額、当初請負額1億2,474万円、変更請負額1億4,267万5,560円、変更による増額1,793万5,560円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地14、氏名、株式会社畑中組、代表取締役、畑中善四郎。

平成30年7月24日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。排土運搬捨て土の運搬距離の変更等に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますけれども、平成29年2月17日着工しておりまして、平成30年8月31日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、水田の面積が当初から0.09ヘクタール減となっております。排土工は、減の1万3,100立米、運搬工でございますけれども、当初2キロと設計してございましたが、4キロ以下と9キロ以下に変更してございます。これは、査定時一律で2キロの設計でございますけれども、実際現場で調整を行った結果、1カ所が袋野の田んぼの土を入れるもの、あとは残りの部分については大牛内に運搬をするという変更となったものでございます。

次に、用水路でございますけれども、用水路も運搬工が2キロ以下を9.5キロメートル以下ということで、大牛内に運搬することとなったものでございます。

排水路につきましては、排土工が173立米増、そして運搬工は前回同様2キロ以下だったものが9.5キロ以下、大牛内のほうに運ぶものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 1,700万円の増額なわけですが、当初2キロというのは一律の距離と。これの袈野とか、それから大牛内といった場合には、この捨て場所は個人用地なのか、その権利問題的なのはどこに所属するのかというのはいかがですか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

この工事残土捨て場の2カ所についてですけれども、まず1カ所目の袈野の分については、耕土、耕す土として使えるという土でしたので、不足している部分への客土ということで耕土として利用しました。土地については、農地所有者の方の承諾を得て進めてございます。

大牛内につきましては、大牛内育成牧場内に草地の一角に堆積して、将来的には草地の造成用として使いたいなというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） そのときに、増額をしたときには個人負担というのが伴ってくるのか、こないのか、いかがですか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

今回の増額によりまして、農家の方の受益者負担というのも当然ふえてきます。国庫事業の申請をしておりますので、補助率で98.1%となっておりますので、農家負担については1.9%となります。農地1反歩当たりの負担額については、大体2万円ぐらいに、今回2,500円ぐらい減りまして2万円ぐらいになりまして、小本川の下流域の大体平均的な金額かなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第4、議案第2号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工
事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第2号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請
負契約の締結に関し議決を求めることについて。

小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負に関し、次のとおり契約を締結する
ため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事。

2、工事場所、岩泉町小本字小本地内。

3、契約金額、1億9,440万円。

4、請負者、住所、久慈市新中の橋第4地割35番地の3、氏名、宮城建設株式会社、代表取締役
社長、竹田和正。

平成30年7月24日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページ、参考資料をごらん願いたいと存じます。工事期間でございますが、平成30年7月25日着工予定、31年3月11日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、施工延長が103メートル、消波ブロック製作、据えつけ、撤去、再設置につきましては、記載のとおりとなっております。標準断面図、赤い部分に消波ブロックを据えつけるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） まず、これから7月25日着工予定、あとは来年の3月11日完成予定ということなのですが、航路上には、これは入出港なんかには問題ない工法なのでしょうか。お願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今回の工事の中では、漁業のほうにも影響がないように据えつけ等は工夫しながらやりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） それで、この工事そのものには何も問題ないのですが、この北防波堤はかなり皆さんもご存じのとおり、担当課ではご存じのとおりだと思うのですが、かなり多くの被害を、少しの波でも被害を受ける場所なのでございます。ということで、まず災害復旧ということで原状復旧が条件なわけなのですが、以前から我々も何とか工法を変えて丈夫な、多少のしけにももてるような工事をお願いしているわけなのですが、なかなかそれを聞いてもらえない。ですから、もう少しこれを機会に、1億何ぼもそれこそしけの来るたびかかるようでは、これはかなりの無駄遣いかなと思いますので、そこら辺の考えがないかご答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） この施工方法につきましては、以前からもご指摘を

受けておりまして、今回の施工につきましては今までの消波ブロックの高さが波よりもちょっと高いぐらいでずっと延長を延ばしておりましたが、それだと今ご指摘のとおり崩れ落ちてしまうということがありますので、今回はそれをプラス11のもっと高い場所まで完成断面として持っていくということで、延長は延びないのですが、その完成断面でやりながらやれば波の影響も受けないのではないかなということで、今回109.73メートル全延長あるのですけれども、そのうちこの11の高さまで完成断面としてやる分で68.5メートルの部分は完成させながら持っていくというような手法で変更させていただいておりました。

以上です。

○議長（加藤久民君） 8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） それで、この工法ということでこれからお願いしたいのは、参考資料の左側の平面図になるわけなのですが、長さが109.73メートル、ここのところの数字の下に赤い線があるのです。そして、工事をする赤い幅広いのが少しあるわけなのですが、ここの北側に黒いのがあるのですが、これが根なのです。我々が言う岩礁なのです。岩礁の上に乗っているのです、ブロックが。岩礁の上に乗っているということは、波が来れば崩れるのは誰もわかるのです。これは、国の方たちもわかっております。ただ、今までこういうようなので災害復旧ということなのですが、これの線の109.何ほのところの北側に積み重なれば、しけには強い北防波堤が出るわけなのです。そこら辺を国のほうに、県を通じてだと思うのですが、町管理でございまして、そこら辺の考えがないかということ再度お聞きします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 現地につきましては、私のほうでもちょっと確認をしまして、工事業者等でも調べられる部分があれば調べまして、可能性があるようであれば国、県ともこの設計につきましては協議をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第5、議案第3号 上町団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結
に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第3号 上町団地災害公営住宅建築工事の請負契約の締結に関し
議決を求めることについて。

上町団地災害公営住宅建築工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第
96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の
規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、上町団地災害公営住宅建築工事。

2、工事場所、岩泉町岩泉字天間及び和川原地内。

3、契約金額、1億8,349万2,000円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地14、氏名、株式会社畑中組、代表取締役、畑中善四
郎。

平成30年7月24日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。上町団地災害公営住宅建築工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますが、平成30年7月25日着工予
定、30年12月21日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、木造平家建て、1DK、2戸長屋、これが約24.5坪でござい

ますが、1棟、1DK、3戸長屋、36.9坪が1棟、1DKのほうは1戸当たりは約12.3坪程度となります。次に、2LDK、戸建て、約20坪でございますけれども、2棟、3LDK、戸建て、約24坪でございますが、5棟でございます。計の9棟となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） お伺いします。12戸の建物が建ちますが、ここの周辺に建物だけは建つのですけれども、緑地なり、それから防災に関するちょっとした共同施設とかというふうなのがちょっと見当たらないのがありますが、何かお考えがあるのかどうかお願いをします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今回の災害公営住宅を建設する部分には、緑地ということで開発行為の許可条件にもなっておりますので、緑地のほうは面積を設けることしております。

あと、防災の観点という意味では、ちょっとそういった施設はございませんが、その空地とか空間とか、そういったものは十分とれているかなとは思っております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） その必要な緑地というか、子供さんたちも、子育て支援住宅もそうですが、結構子供さんたちがふえたり、それから遊び場も必要となってきたところもありますので、ぜひ緑地の確保は今のよう基準も含めてお願いしたいと思います。

それから、防災についても、施設そのものはなくても、この前の12戸、それから新しいのを足したりすると30戸以上の、30世帯以上が小学校の周辺に一気にふえてきていますので、有事の際にはちょっと注意が必要かなということでそういう質問をしました。

あわせて455号からの取りつけが変わらないまま、その改良がないままに30戸以上の団地が小学校の周辺に行っています。ですので、迂回路をするにしても、それから乗り入れるにしても、少し、特に冬道は上り坂からおりてくるものですから、危険だなということで毎日見ているものですから、将来に向けて取りつけの道路について難しいかとは思いますが、少し計画に入れてお

くべきではないかと思いますが、お考えをお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） この部分につきましては、我々もいろいろ考えてお
りまして、今郵便局のほうから入る通学路につきましては、先日来歩道の整備、あと標示、こう
いったものも整備をしております。あと、こちらのほうの和川原の火葬場に上がっていくほうに
ついても、排水関係の工事も先日やらせていただいております。あと、通学路、どうしても郷
社のほうに出るところでありますとか、さまざまこれから数が多くなってきますので、その辺は
順次考えながら進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 災害公営住宅がいよいよ着工するわけなのですが、特に高齢者の入居を
希望している方々が、災害公営住宅を申し込んでいるのだけれども、済生会病院に近いほうがい
いなというような声が出ているのです。そういうふうなことなんかを決めるときには考慮するの
でしょうか、どうでしょう。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 場所につきましては、これまでいろいろ皆さんから
意向を伺いまして、その意向に合わせてできるだけ整備してきたつもりではございます。岩泉地
区につきましては、今回の上町団地、それから今度三本松にできる三本松東団地とかあります。
高齢者向けの1人世帯用も整備はしておりますけれども、これはもう整備する場所は決まってお
りますので、そこのところでもし意見が、皆さんがまた意向が変わって同じところを数名が希望
するというような状況がもし出ればですけれども、そういった場合は申しわけないですが、抽せ
んというような形もとらざるを得ないかもしれません。整備につきましては、今後も家賃の関係
でありますとか、皆さんのほうに説明をしなければならぬ部分もたくさんありますので、これ
からも皆さんのほうに説明をしながら、そこはいろいろご理解いただきながら意向を踏まえてや
っていきたいと思います。

以上です。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第6、議案第4号 安家日向地区災害公営住宅・被災者移転用地整地工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第4号 安家日向地区災害公営住宅・被災者移転用地整地工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

安家日向地区災害公営住宅・被災者移転用地整地工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、安家日向地区災害公営住宅・被災者移転用地整地工事。

2、工事場所、岩泉町安家字松林地内。

3、契約金額、6,696万円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地14、氏名、株式会社畑中組、代表取締役、畑中善四郎。

平成30年7月24日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。安家日向地区災害公営住宅・被災者移転用地整地工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願いたいと存じます。工事期間でございますけれども、平成30年7月25日着工予定、30年12月28日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、造成面積が9,200平方メートル、掘削工、盛り土工等、記載のとおり数量となっております。

今回の整地工事でございますけれども、整地後の戸数については凡例に記載してございますので、ごらん願いたいと存じます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑はありますか。

13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 工期の関係ですが、この後建築工事が入るわけです。それで、これまでの当局の答弁を聞いておきますと、今年度中に建築を終えたい旨の答弁をいただいているように認識しております。そこから逆算した場合に、この工期は甘いのではないだろうかと思いますが、いかがでしょうか。そして、この工期でいった場合に、建築が完了するのはどの時点と捉えているかをご答弁お願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 私のほうでこれまでもいろいろご説明させていただいており、年度内で建築のほうを完了したいということから逆算していろいろ考えておりました。今回の工期12月末までをとっております。ただ、建築のほうは追っかけ9月議会のほうには提案をさせていただきたいというふうに考えております。この整地工事をしながら、もう既に建築のほうの段取りを組んで、整地が終わったところからはもう着手していけるような段取りで考えて、それで最終的には3月末をもって建築のほうを完成させて、来年早々春にはもう仮設から移っていただくというようなことを目標に今進めております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） そうすると、この安家と、それから次の議案になりますが、三本松東団地と、それからあとここには、きょうは載っていないのですが、小川と、それら全部含めて今年度末までに建築を終えるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 私どもの目標は、年度内に全ての建築を終わらせるというのを目標に取り組んでまいります。これについては、この冬の雪でありますとか、ちょっと想定外のことが起きると約束を破ってしまうということもありますので、これはあくまでもそこを目指して努力はしてまいるといふつもりでございます。

以上です。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 6月のときは、安家は全部で15戸災害公営住宅だったのですが、今回14戸に減ったようです。そして、移転整備地が4から6にふえた、その理由というか、そのわけというか、理由をお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） これは、当初皆さんからの意向を踏まえて設計を進めてまいりました。その設計を進めている中で、安家地区の方からまた意向の変化というか、状況の変化でご意見がありまして、それで間に合う分については今設計のほうを変更して今回こういふふうな形で発注をさせてもらっています。これが今の現状での安家地区に整備する戸数というふうな最終形というふうに捉えておりました。

以上です。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） そうすると、6戸の移転整備地はもう確定ということですか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今現時点でご希望されている方が6世帯というふうになっておりました。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第7、議案第5号 三本松東地区災害公営住宅用地整地工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第5号 三本松東地区災害公営住宅用地整地工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

三本松東地区災害公営住宅用地整地工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

- 1、工事名、三本松東地区災害公営住宅用地整地工事。
- 2、工事場所、岩泉町岩泉字三本松地内。
- 3、契約金額、5,994万円。
- 4、請負者、住所、岩泉町門字水上52番地の1、氏名、高德建設株式会社、代表取締役、高橋清人。

平成30年7月24日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。三本松東地区災害公営住宅用地整地工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願いたいと存じます。工事期間でございますが、平成30年7月25日着工予定、30年12月28日完成予定となっております。

工事概要でございますけれども、造成面積が3,480平方メートル、掘削工、盛り土工など工事概要、工種、数量については記載のとおりとなっております。これも整地工事でございます、

凡例に整地後の戸数について記載をしてございますので、ごらん願いたいと存じます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 1点お伺いします。先ほどの2件については、下水処理にしても、それから雨水排水も割と河川側に持っていきやすい地形と見受けました。ただ、こちらについては集団、団地というか、宅地密集地のところにあっていて、かつ河川までいろんな形状もあったり、途中で地盤が弱いところを通らなければならないところもあるわけですが、これら関係の雨水排水計画については何か全体的な計画の中で行われているかどうかを確認させていただきます。お願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） ここは、やっぱり中心部になりますので、やはり単純にいかないところがございますけれども、排水の関係も設計のほうでいろいろそこは考慮しております。下水につきましては、公共下水道でつながりますので問題はないかと思いますが、排水のほうは既存の町道の側溝の流量等も含めまして、そこは大雨が降った場合とかさまざまなことを考慮しながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 確認には確認をしていただきたいのは、高台のほうに民間で宅地造成をして、その分が未解決のまま少し弱い状態で、地盤が弱いまま残っているところもあります、高台のほうに。ですから、その分もこちらに流れてくるちょっと危険性も含んでいるため、総合的な排水計画をぜひコンサルさんのほうとも指導しながらやっていただきたいということでございます。再度答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 大雨の際のそういった土石流といいますか、そういった弱い部分も含めて調査しまして、この後事故等が起きないようにさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第8、議案第6号 大川簡易水道施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第6号 大川簡易水道施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

大川簡易水道施設整備工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

1、工事名、大川簡易水道施設整備工事。

2、工事場所、岩泉町大川字滝鳴地内ほか。

3、契約金額、7,452万円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地14、氏名、株式会社畑中組、代表取締役、畑中善四郎。

平成30年7月24日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。大川簡易水道施設整備工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間につきましては、30年7月25日着工予定、31年2月3日完成予定となっております。

工事概要でございますけれども、取水井一式と、工種、数量につきましては記載のとおりとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第6号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第9、議案第7号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第7号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契

約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産、種別、小型動力ポンプつき積載車。形式、トヨタダイナ、小型動力ポンプ(B-3級)。数量、2台。契約金額、1,987万2,000円。

2、取得の方法、買い入れ。

3、契約の相手方、住所、紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割501番地14、氏名、互光商事株式会社、代表取締役、玉川康介。

平成30年7月24日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。消防活動の用に供する小型動力ポンプつき積載車を買入れしようとするものである。

次のページ、参考資料をごらん願いたいと思います。こちらは、小型動力ポンプつき積載車の概要が記載をしております。

今回の小型動力ポンプつきの積載車の配置でございますけれども、第2分団第3部2班、鼠入になります。それと、第8分団第2部、川口でございます。この2カ所となっております。

参考資料2、参考資料3では、図面を添付しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第7号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） この小型動力ポンプの積載車についてお伺いしますが、これにはあらかじめ非常用電源とか、それから防災無線的な連絡通信装置までついているのかどうかお伺いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

福士消防防災課長、どうぞ。

○消防防災課長（福士 勝君） お答えいたします。

車両について、非常用電源はございません。あと、防災行政無線については、現在使用している車両からの移設となります。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（加藤久民君） 本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第2回岩泉町議会臨時会を閉会します。

(午後 2時45分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

平成 年 月 日

議 長

加 藤 久 民

署 名 議 員

野 館 泰 喜

署 名 議 員

畠 山 昌 典

署 名 議 員

畠 山 和 英
